

美郷町告示第 127 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、
次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 7 年 10 月 9 日

美郷町長 田 中 秀 俊



- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷字納間字椎野
7250-6、7371-1、7379、7380、7380-3、7388
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字椎野 7250-6・7371-1・7379・7380・7380-3・
7388（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
係書類を美郷町役場及び宮崎県環境森林部自然環境課に備え置い
て縦覧に供する。）